

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置に係る料金の額)

第6条 条例第15条の3第2項に規定する1月の料金の額は、別表第1に掲げる従量料金の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、隔月に水道メーターの検針を行う場合の料金の額について準用する。

この場合において、同項中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第13条第4項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第5項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 前2項の規定は、隔月に水道メーターの検針を行う場合の料金の額について準用する。

この場合において、第3項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、第4項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第4」とあるのは「別表第6」と、前項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第5」とあるのは「別表第7」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量		従量料金(1立方メートルにつき)
1	30立方メートルに条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から同条第2項	円

	第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	162
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え，100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	189
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え，200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え，500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	223
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え，5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	262
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え，10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には，零とする。）	301
7	6の項の規定により計算して得た水量を超える部分	339

別表第6を別表第7とし，別表第2から別表第5までを1表ずつ繰り下げ，別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量	従量料金（1立方
---------------------------	----------

		メートルにつき)
1	60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	円 162
2	1の項の規定により計算して得た水量を超え, 200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	189
3	2の項の規定により計算して得た水量を超え, 400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	206
4	3の項の規定により計算して得た水量を超え, 1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	223
5	4の項の規定により計算して得た水量を超え, 10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	262
6	5の項の規定により計算して得た水量を超え, 20,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には, 零とする。)	301
7	6項の規定により計算して得た水量を超える部分	339

附 則

この規程は, 公布の日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)